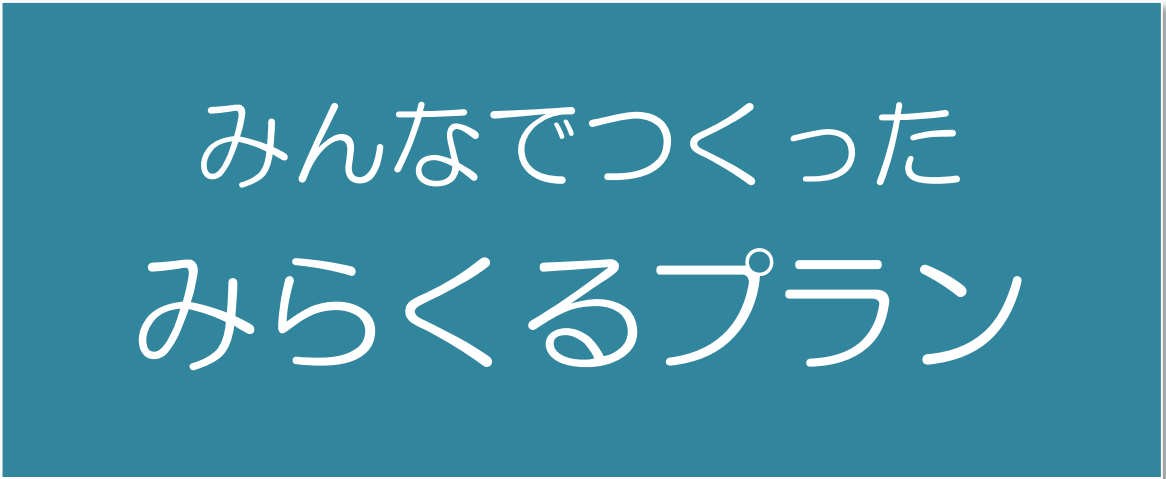
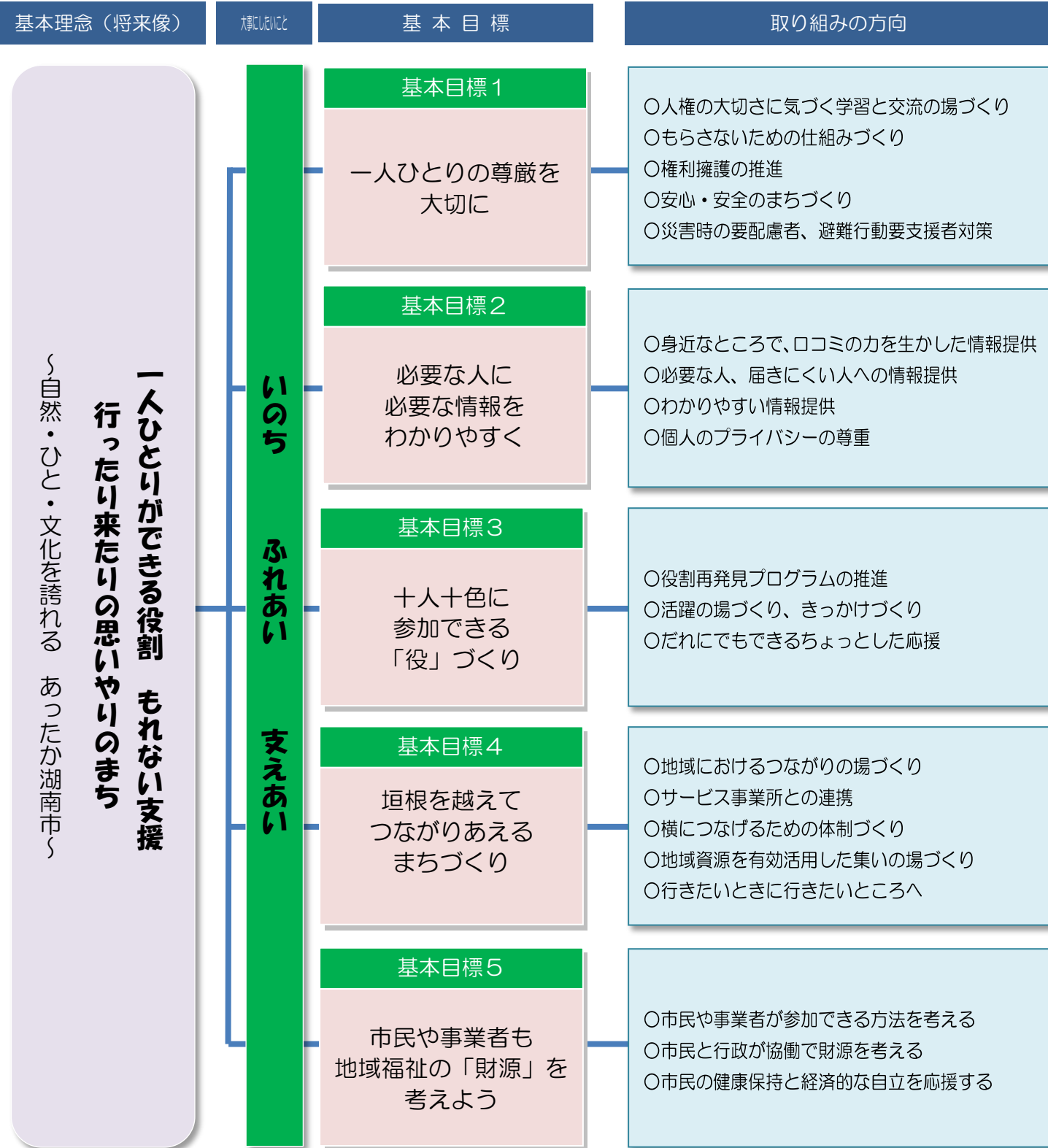


計画の体系



一人ひとりができる役割 もれない支援
行ったり来たりの思いやりのまち



■計画の期間

平成29年(2017年)度から平成33年(2021年)度までの5年間とします。

■法的な位置づけ

社会福祉法第107条に基づいて、地方自治法に定める基本構想(湖南省総合計画)に即し、住民・事業者等の参加のもとに、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画です。

湖南省第三次地域福祉計画 概要版

発行者 湖南省 発行年月 平成29年(2017年)3月

編集 湖南省健康福祉部社会福祉課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

☎ 0748-71-2327 FAX 0748-72-3788 E-mail:fukushi@city.shiga-konan.lg.jp

平成29年(2017年)3月

湖南省

大事にしたいこと

いのち

- 一人ももれることのない地域の見守りの輪を広げていく
- 災害時に避難行動要支援者をもらさない防災体制をみんなで作っていく
- もれない支援システムの取り組みをさらに重ねていく

ふれあい

- あいさつ プラス ひとこと運動から始める
- 健康づくりや楽しみの集いの場を広げていく
- 子どもからお年寄りまで参加する多世代交流を進めていく
- 障がい者や外国人も参加できる環境づくりを進めていく

支えあい

- 共助（ボランティア活動）の輪をさらに広げていく
- 支えあいの地域づくりの輪を広げていく
- さまざまな市民が共に生きるまちづくりを進めていく

基本目標と取り組み

基本目標 1

一人ひとりの尊厳を大切に

- 人権の大切さに気づく学習と交流の場づくり
- もらさないための仕組みづくり
- 権利擁護の推進
- 安心・安全のまちづくり
- 災害時の要配慮者対策・避難行動要支援者対策

基本目標 2

必要な人に必要な情報を
わかりやすく

- 身近なところで、口コミの力を生かした情報提供
- 必要な人、届きにくい人への情報提供
- わかりやすい情報提供

基本目標 3

十人十色に参加できる
「役」づくり

- 役割再発見プログラムの推進
- 活躍の場づくり、きっかけづくり
- だれにでもできるちょっとした応援

基本目標 4

垣根を越えて、
つながりあえるまちづくり

- 地域におけるつながりの場づくり
- サービス事業所との連携
- 横につなげるための体制づくり
- 地域資源を有効活用した集いの場づくり
- 行きたいときに行きたいところへ

基本目標 5

市民や事業者も
地域福祉の「財源」を
考えよう

- 市民や事業者が参加できる方法を考える
- 市民と行政が協働で財源を考える
- 市民の健康保持と経済的な自立を応援する

【地域団体は】

◎近隣 10 軒くらいの身近な顔見知りのつながりを大切にして、組、自治会、まちづくり協議会が連携していく。

◎各団体間の情報共有、必要性の低い場所・時間の見直しなどを通じて、より効果的な見守りに取り組む。

◎『湖南省防災マップ』を活用し、適切な避難行動ができるよう防災訓練等に取り組む。

【事業所は】

◎事業所や団体で取り組む人権啓発のフォーラム、セミナー等の情報を、地域に対しても積極的に発信する。

【行政は】

◎点検に基づく改善要望箇所について、通学路安全推進会議を構成する関係機関による合同点検を実施するとともに、対策メニュー・改善状況の公表を行う。

【地域団体は】

◎まちづくりセンターにおいて、「広報こなん」や各種フォーラム、セミナー、イベント等の情報や社協関連情報を提供する。

【事業所は】

◎介護や認知症についての地域における出前講座を開催する。

【社協や行政は】

◎市民がよく利用する安心応援ハウス、サロンやカフェ、つどいの広場や百歳体操の会場などの福祉施設、商業施設・医療施設・金融機関等の民間施設や組織等との連携を検討する。

【行政は】

◎関係機関との連携によってニーズを把握し、訪問などアウトリーチ（訪問）伴走型の対応も含め、支援に努める。

【市民は】

◎高齢者や障がい者にサツマイモ空中栽培への参加を呼びかける。

◎身近なところで相談を受けたら、その人の了解のもと、まず民生委員児童委員に連絡する。民生委員児童委員は社会福祉課か各機関に連絡する。

【地域団体は】

◎外国人が行事に参加できるだけでなく、運営側にも参加できるよう取り組む。

【社協や行政は】

◎福祉事業所などでのボランティア参加を促進、コーディネートしていく。

【行政は】

◎障がい者が地域活動へ参加できる場所の情報収集と情報提供に努める。

【市民は】

◎子どもだけでなく、できるだけ人と出会ったらあいさつプラスひと言をかわす。

【地域団体は】

◎自治会とまちづくり協議会の役割分担と協働体制づくりに取り組む。

◎まちづくり協議会を包括的な地域支え合いの場として位置づけ、充実させていく。

【事業所は】

◎社会福祉法人は地域貢献・地域交流の一環として地域への施設開放に取り組む。

【社協や行政は】

◎「（仮称）地域まるごと支えあい会議」を創設し、対象、分野、機関を横断した取り組みを進める。

【市民や地域団体は】

◎「健康診断の恒常化」、「食生活、運動、休養、健診、生きがいという、健康づくりの5本の柱にそったイベント活動」に取り組む。

【事業所は】

◎まちづくり協議会などの地域団体と話し合いの場を持ち、地域での相談の場に参画するなど、地域貢献活動に取り組む。

【社協は】

◎ボランティアセンターが把握している以外のボランティア（団体）や市民活動団体との情報共有を行うとともに湖南省としてのボランティアのしくみづくりを協議する。

【行政は】

◎地域福祉計画の点検・評価（進行管理）に取り組みながら、地域福祉の財源を考える協議の場づくりに努める。